

コンクリート浄化槽解体中、壁の一部が倒壊、死亡

— 適切な計画作成と、倒壊防止策の確実な実施を —

- ☆ 平成20年9月4日(木)午後4時ころ、仙台市青葉区の区画整理工事現場内で倒壊事故が発生。一次下請け所属の男性営業員(38歳)が下敷きとなって死亡した。(事故当時、現場の見回りに来ていたもの。)
- ☆ 住宅地を新たに造成するため、既存住宅地の地下に設置されていた共同浄化槽を撤去すべく、解体していたもの。元請は県内業者、一時下請けは県外業者の仙台営業所。地方自治体発注。
- ☆ 浄化槽は下図の状況で設置されており、深さは5m。解体着手前にいくつかの部屋に分かれた槽内を砕石と山砂を入れ(厚さ3m~5m)で解体を進めた。事故時には、仕切り壁の上半分についてはその多くが解体済みであったが、倒壊のあった部分のコンクリート壁は天端まで残っており、この部屋の下半分には砕石が入っていた。
- ☆ 一次下請けの解体作業員らは丸のこ状のカッターを壁に取り付けて、天端から1.9mの深さで横に切り、続いて全幅4mの壁を縦に切って6枚に分割していた(各68cm幅)。切断が最終箇所付近まで進行してきたとき、のこ歯がコンクリートにかんでしまった。このため二人がかりで引き抜こうとしていたとき、分割した壁体6枚が手前に倒壊した。
被災者はこの部屋の中で作業を見ていて下敷きとなった。
- ☆ 壁の向こう側の部屋には天端まで砕石と山砂が満たされたおり、その土圧で押されたと推定される。
- ☆ 分割されたコンクリート壁の一枚の大きさ等は下図のとおり。
- ☆ 天端にはL型鋼とアンカーボルトを用いてつなぎをとっていたが、壁体の一箇所が欠けてしまった。
- ★ これで平成20年における宮城県内建設業の死亡災害は8名(うち3名は地震による)となりました。
- ★ 留意点等については、裏面に記載します。
- ◎ 下図は、イメージであり、事実と相違する部分があります。

